

# 情報あら

平成18年度  
歯の衛生週間事業のお知らせ

～室蘭歯科医師会主催～

▼日時・内容

日 時	内 容
6月3日(土)・4日(日) 10時～16時	図画・ポスター展示、スタンプラリー、 歯科相談・塗り絵・予防・栄養 相談・プレゼント各コーナー
6月3日(土) 13時30分～	講演会 (講師 谷口 専さん (谷口歯科))
6月3日(土) 14時～	図画・ポスター表彰式
6月3日(土) 15時～	母と子のよい歯のコンクール表彰式

▼場所 室蘭市市民会館

▼入場料 無料

▼問い合わせ 室蘭歯科医師会

(☎④3522)

亀田記念公園

イベントのご案内

～登録造園工事業協同組合主催～

◎つつじ祭り

▼日時 6月24日(土)・25日(日)  
9時～17時

▼場所 亀田記念公園

▼参加料 無料

◎園芸基礎講習会 ～夏の剪定～

▼日時 6月24日(土) 13時30分～

▼場所 亀田記念公園

▼内容 木の剪定や施肥について

▼参加料 300円(資料代)

▼申込方法 6月20日(火)までに電

話でお申し込みください

◎問い合わせ 亀田記念公園管理

事務所 (☎⑧2511)

問い合わせ  
高齢・介護・障害福祉グループ  
(☎⑧5720)

## 65歳以上の方の 介護保険料が変わります

介護保険料は、国が定める基準に基づき、高齢化率やサービス利用状況の変化などを考慮しながら3年ごとに見直しています。

これにより、平成18年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料が次のとおり変わります。

### 主な変更の内容

- ①所得の低い方の保険料の軽減を図るため、これまでの『第2段階』を細分化し、保険料の段階が5段階から6段階に変わります。
- ②保険料の基準額(年額)が3万5,500円から4万2,000円に変わります(下表の太枠の部分です)。  
※特別徴収(年金天引き)の方…4・6・8月の保険料は、所得が確定していないため、前年度2月の保険料額で仮徴収しています。所得確定後の10月以降(10・12・2月)の保険料で、仮徴収部分との調整が行われます。  
※今年度から遺族年金、障害年金も特別徴収の対象になります。
- ③税制改正によって住民税の課税状況が変わり、保険料の段階が上がる方への緩和措置により、負担増が軽減される場合があります。

【例1】税制改正により第3段階から第4段階になった方

平成18年度は4万2,000円が3万4,800円に緩和されます。

【例2】税制改正により第3段階から第5段階になった方

平成18年度は5万2,500円が3万8,200円に緩和されます。

変更前		変更後		
保険料段階	対象	保険料段階	対象	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	第1段階	同左	2万1,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	2万1,000円
		第3段階	世帯全員が住民税非課税で、保険料段階第2段階以外の方	3万1,500円
第3段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方	第4段階	同左	4万2,000円
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	第5段階	同左	5万2,500円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	第6段階	同左	6万3,000円

## 無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について、札幌弁護士会室蘭支部の弁護士が相談をお受けします。相談を希望する方は6月29日(木)までにお申し込みください。  
※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。

### ◎鉄南ふれあいセンターでの相談

- ▶日時 7月15日(土) 9時30分～
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶担当弁護士 村上 弘弁護士
- ▶定員 6人(申込順)

### ◎弁護士事務所での相談

- ▶担当弁護士 村上 弘弁護士
- ▶定員 6人(申込順)

※相談日時は、市民サービスグループにお問い合わせください。

◎申し込み・問い合わせ

市民サービスグループ (☎⑧1855)